

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第4号

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市企業立地促進条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(奨励金の交付請求)</u> 第10条 前条の通知を受けた指定事業者は、速やかに奨励金交付請求書を市長に提出し、奨励金の交付の請求をするものとする。 (届出)	(届出)
第11条 <省略> (指定の取消し等)	第10条 <省略> (指定の取消し等)
第12条 <省略> (指定事業者の地位の承継)	第11条 <省略> (指定事業者の地位の承継)
第13条 <省略> (企業立地審査会)	第12条 <省略> (企業立地審査会)
第14条 <省略> (諸書類の様式等)	第13条 <省略> (諸書類の様式等)
第15条 <省略>	第14条 <省略>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。